

第二百五十八話 民族自決とWWⅡ・大東亜戦争

民族自決とは、各民族が、みずからの意志によってその運命を決定するという政治原則である。自決（self-determination）の権利は、1950年の国連総会で基本的人権として認められた。この民族自決の理念には、云うまでもなく各国の様々な思惑が交錯する。第一次大戦末期にウィルソン米大統領によって提唱された民族自決の理念が第二次世界大戦、大東亜戦争において如何なる役割を果たしたのだろうか？



1 大西洋憲章(1941/8/14) 米、英
米のFDRと英チャーチル首相が、大西洋上で会談し、後に大西洋憲章としてまとめられる内容を協議したことは第221話で述べ

た通りである。8つの主要条項があり、その中に『民族自決』が盛り込まれていた。

第二次世界大戦では連合国は自由と民主主義を標榜していたが、民族自決・植民地解放を掲げた訳ではなかった。敵であった独は帝国とは雖も植民地無き帝国であり、民族自決に大義なく、且つインドを領する対英帝国にとっては、民族自決を唱えることは自殺行為に等しいものであった。仏も蘭も同様だ。多民族国家であるソ連も同様であったし、支那も同じだ。

米国は、植民地フィリピンの独立を戦後には認めると約束しており、連合国内では異質な存在であった。そこで、英米は妥協して、民族自決は独占領下の欧州のみに適用されると合意しようとしたが、植民地国家から異論が噴出し、曖昧なまま戦後に先送りされたと云える。

民族自決が普遍的な理念として適用された訳ではないのだが、ただ、大戦後の世界に大きな影響を与えたことは疑いがない。理念はある意味では両刃の剣ですらある。

2 大東亜宣言(1943/11/6) 日、満、華、泰、緬、比 印（オブザーバー参加）

重光外相が精力的にまとめた大東亜宣言は、幾らかの修正を余儀なくされたものの、植民地解放、自主独立等を高らかに謳っており、理念としては明らかに大西洋憲章を凌駕していると評価できる。（大東亜宣言については、221話参照）ただ、朝鮮を国際的に合法な方法とはいえ併合し、満州国を建国し、台湾の割譲を受けて領有する日本としては、この理念との整合性を如何にとるかが問われかねなかったが、参加国とは共通認識を有しており、理念の具体化を図る姿勢は見られた。

比と緬については、独立を認めたが、マレーとインドネシアは日本領土に編入され、理念と矛盾しているとも云える。そういう意味では、理念の徹底に不十分さが残る。

3 所懐

日本は、第一次世界大戦後のパリ講和会議で、人種差別撤廃の提案を行った。実は、国際会議で斯かる提案をしたのは日本が初めてであった。だが、この案は反対され、流されることになる。（7話参照）

大東亜戦争では植民地解放、民族自決、人種差別等を理念（例え建前であったとしても高邁な理念だった。）として掲げたにも拘らず、日本に対する評価は低い。戦後の歴史で日本のこのような理念が一顧だにされないのは残念である。

日本には、国際社会に対する訴求力がない、日本の理念を国際的に周知しなかった。日本の欠点であり、それは今でも変わらないと云える。

各国が理念だけで動く訳ではなく、根底にあるのは強かな国益であるのは当然の理だ。その剥き出しの国益をソフトに表現し、多数の国家の賛同を得るための衣が理念であり、それは当然ながら普遍的であるか否かが問われ、また自らをも拘束する。

（了）